

令和2年度以降に実施する法科大学院評価基準要綱の改定案に関する意見に対する考え方

No.	基準・解釈指針等	意見	機構の考え方
1	全般	<p>照会文書(支学機構評支第110号令和2年2月3日)には、「令和2年度以降実施の法科大学院認証評価に向けてさらに検討を進め」とありますが、司法試験の在学中受験制度の導入に伴って、法科大学院認証評価のあり方、基準の内容については大きな改定が必要となるものと見込まれます。その際には、例えば、素案段階や議論の中間段階であっても公表可能な情報については随時法科大学院側に情報提供をし意見聴取の機会を設ける、成案のパブリックコメントについては法科大学院側がコメント対応等の準備をするの見合うよう余裕のあるスケジュールで期間設定をする、また、法科大学院協会等の関係機関にも意見聴取の機会を設ける等、議論を慎重に進めるための方策を講じて頂きたいと考えます。</p>	<p>【対応】 修正は行わない。</p> <p>【理由】 今後、法科大学院認証評価の検討の際に、意見を参考にする。</p>